

令和4年2月25日



担当課	こども家庭課
担当者	高岡・岡本
電話	(073)435-1219
内線	5280

3月1日から申請受付開始！ 子育て世帯臨時特別給付（支援給付金）の支給について

新型コロナウイルス感染症の長期化にともない、その影響を受けた高校生までの児童1人につき、10万円を支給する国の子育て世帯臨時特例給付金を実施している中、離婚等により支給対象児童を養育しているにもかかわらず、国の給付金を受給できていない方などを対象に、3月1日から支援給付金の申請受付を開始します。

1 対象者

申請時に和歌山市に住民票があり、2月28日時点において現に児童を養育しており、国の子育て特別給付金、市独自の子育て特別給付金又は他の地方公共団体から支援給付金と同趣旨の給付金を受け取っていない方で、以下のいずれかに該当する方

- ・中学生以下の児童を養育 令和3年9月1日以降令和4年2月28日までに離婚等された方
- ・高校生のみ児童を養育 令和3年10月1日以降令和4年2月28日までに離婚等された方
- ・上記以外で養子縁組などにより養育者が代わっている方や海外から帰国された方

2 給付額

対象児童1人あたり100,000円

※給付金の受給者から受領した額がある方は、受領額に応じて差額支給となります。

3 申請について

申請必要

○詳しくは、市役所のホームページをご覧ください。(令和4年2月28日公開予定)

※申請書は、市役所のホームページからダウンロード出来ます。

4 申請先・問合せ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 こども家庭課（東庁舎2階）

073-435-1219

郵送または窓口にて、申請することができます。

受付時間 平日の午前9時～午後5時

（木曜日のみ午後7時まで。土日祝を除く。）

5 申請期間及び給付方法

令和4年3月1日から令和4年3月20日（消印有効）までに申請してください。

振込は、申請口座に行います。